全Ｌ協保安・業務Ｇ５第２２６号

令和６年２月２８日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する

　法律第３条に基づく措置について　　　　　　　　　　　　　（お知らせ）

標記につきまして、令和６年２月１６日付全Ｌ協保安・業務Ｇ５第２１７号において、令和６年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し、適用すべき措置の指定に関する政令が令和６年１月１１日付けで公布、施行されたことをお知らせしたところです。

それを受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第３条に係る措置が告示で示されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係する会員に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

【概要】  
特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象

・保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長

・検定証印（計量法に基づくもの）の有効期間の延長

満了日

・令和６年６月３０日

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　橋本、國坂